

選舉公報揭載文原稿用紙

揭載欄

五
九
十

留意事項

- ・写真欄には、何も記録しないこと。
 - ・氏名欄、掲載欄については、枠内に入るよう記録すること（線にからること）。

茨城県選挙管理委員会